

I 総括

1 沿革

昭和12年	4月	5日	保健所法制定。
昭和19年10月	1日		佐原市佐原（田宿）で佐原保健所として業務開始。
昭和21年11月	1日		佐原市佐原（荒久）に移転。
昭和22年	9月	5日	保健所法全面改正。
昭和25年	5月27日		佐原市佐原口2127（旧所在地）に新築移転。 （木造モルタル造り二階建て 延べ791㎡）
昭和45年	6月17日		鉄筋二階建てに改築。 敷地面積 2,684㎡ 延床面積 931㎡
平成6年	6月30日		保健所法を地域保健法に名称変更。
平成9年	4月	1日	地域保健法施行。 県の保健所は地域保健の広域的、専門的、技術的機関として再編整備。 ・名称 佐原保健所を香取保健所に改称 ・所管区域 佐原市及び香取郡（9町）全域 （多古町、干潟町が編入） ・内部組織 5課2班制から1課8班制
平成10年	4月	1日	環境保全対策室を設置し、1課7班1室制。
平成12年	4月	1日	食品衛生班と環境衛生班を統合し、生活衛生課とする 2課5班1室制。
平成13年	4月	1日	環境保全業務の支庁県民環境課（新設）への移管により、 環境保全対策室が廃止され2課5班制となる。
平成16年	4月	1日	組織改正により香取支庁社会福祉課と保健所を統合し、 香取健康福祉センター（香取保健所）を設置、 総務企画課、地域保健福祉課、生活保護課、健康生活 支援課及び食品広域監視班の4課1班体制となる。
平成17年	7月	1日	市町村合併により、1市8町となる。 （干潟町が旭市、海上町、飯岡町と合併し新「旭市」と なり所管区域変更）
平成18年	3月27日		市町村合併により、1市3町となる。 （下総町、大栄町が成田市へ編入合併し所管区域変更） （佐原市、小見川町、山田町、栗源町が合併し「香取市」 となる）
平成20年	4月	1日	食品広域監視班を食品機動監視班に改称。 検査課の新設により、5課1班体制となる。
平成23年	3月11日		東日本大震災の発生により、センター建物の一部が損壊。
平成24年	4月	1日	食品機動監視班を食品機動監視課に改称し、6課体制となる。
平成29年	8月31日		香取市佐原イ92-11に香取合同庁舎が竣工 敷地面積 5,145㎡ 延床面積6,070㎡（事務棟） 鉄筋コンクリート造（1階）鉄骨造（2～4階） 鉄骨鉄筋コンクリート造（免震部分）
平成29年11月	6日		香取合同庁舎2階に移転

表1 歴代所長

代	氏名	在任期間	代	氏名	在任期間
初代	村田四郎	昭和 19.10.11 ~昭和 20.10.10	12代	渡邊 佐	昭和 63.4.1 ~平成 3.3.31
2代	大竹三千之助	昭和 20.10.11 ~昭和 21.11.10	13代	石毛義治	平成 3.4.1 ~平成 5.3.31
3代	田部正隆	昭和 21.11.11 ~昭和 29.4.22	14代	今留 淳	平成 5.4.1 ~平成 7.3.31
4代	中野 敏	昭和 29.4.23 ~昭和 39.3.31	15代	野島尚武	平成 7.4.1 ~平成 10.3.31
5代	楠本 浩	昭和 39.4.1 ~昭和 45.7.20	16代	藤木哲郎	平成 10.4.1 ~平成 14.3.31
6代	丸山正雄	昭和 45.7.21 ~昭和 50.5.16	17代	中村恒穂	平成 14.4.1 ~平成 17.3.31
7代	田部正隆	昭和 50.5.17 ~昭和 50.6.15	18代	江口弘久	平成 17.4.1 ~平成 20.3.31
8代	川原田貞子	昭和 50.6.16 ~昭和 56.6.15	19代	佐久間 文明	平成 20.4.1 ~平成 24.3.31
9代	林 芳男	昭和 56.6.16 ~昭和 59.3.31	20代	葛西正明	平成 24.4.1 ~平成 26.3.31
10代	日下部 茂樹	昭和 59.4.1 ~昭和 60.4.10	21代	中村恒穂	平成 26.4.1 ~平成 28.3.31
11代	川原田 貞子	昭和 60.4.11 ~昭和 63.3.31	22代	野田秀平	平成 28.4.1 ~

2 概 要

当センター管内は、県の北東部に位置し、利根川に沿った平野部からなり、茨城県境に面し水と緑の豊かな自然に恵まれた水郷地帯である。

所管区域は、市町村合併に伴い、平成18年3月27日から香取市、神崎町、多古町及び東庄町の1市3町となっている。

地域の産業は、肥沃な土地を利用した、稲作や野菜など農業中心の第1次産業が盛んな地域であるが、成田国際空港、鹿島臨海工業地帯に隣接するという立地優位性や、水郷筑波国定公園という豊かな環境を活かした第2次・第3次産業も盛んになり、地域の産業構造も変化してきている。

平成28年10月1日における管内人口は、世帯数39,382戸、人口は110,983人であり、平成27年10月1日と比べ1,575人減少している。

また、平成28年4月1日における高齢化率(全人口に対する65歳以上の人口割合)は、32.8%(前年比1.0%増)で県平均の25.4%を大きく上回っており、高齢化が進んでいる。

3 管内の状況

(1) 管内の人口及び世帯等の概況

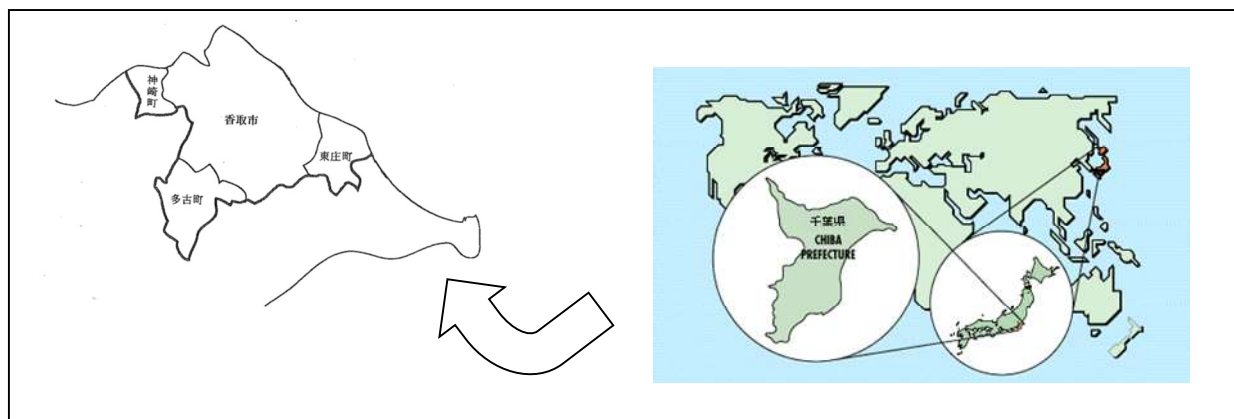
表3-(1) 管内人口及び世帯等の概況

区 分	世 帯 数 (世 帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人/k m ²)	面 積 (k m ²)
管 内	39,382	110,983	276.6	401.30
香 取 市	27,490	76,474	291.5	262.35
神 崎 町	2,216	6,055	304.3	19.90
多 古 町	5,090	14,497	199.1	72.80
東 庄 町	4,586	13,957	301.8	46.25
県 総 数	2,648,086	6,240,408	1,209.9	5,157.64

出典：(人口)平成28年10月1日現在 千葉県毎月常住人口調査

(面積)国土地理院 平成28年全国都道府県市区町村別面積調

図3-(1) 管内図



(2) 管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成の推移は表3-(2)-ア 年齢構成の推移のとおりである。

平成28年4月1日現在の年齢3区分によると、0歳から14歳までの年少人口の割合は、10.0%、15歳から64歳までの生産年齢人口は57.1%、65歳以上の老年人口は32.8%で、県平均に比し年少人口・生産年齢人口の割合は低く、高齢人口の割合は高くなっている。また、管内の平成28年4月1日現在の年齢5歳階級別人口構成は図3-(2)のとおりである。

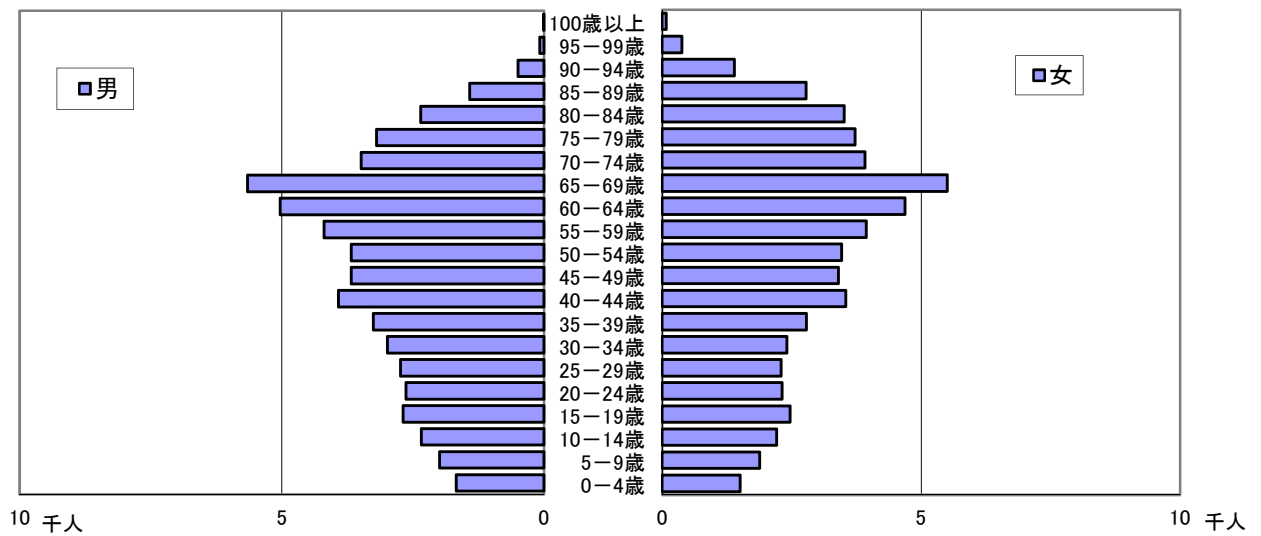
表3-(2)-ア 年齢構成の推移

(単位：人)

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳		
			0歳～14歳	%	15歳～64歳	%	65歳～	%		%	
管内	13	136,012	18,771	(13.8)	87,794	(64.5)	29,447	(21.7)	—	—	
	18	131,002	16,037	(12.2)	82,759	(63.2)	32,206	(24.6)	—	—	
	23	123,771	13,721	(11.1)	76,289	(61.6)	33,761	(27.3)	—	—	
	26	118,652	12,318	(10.4)	70,140	(59.1)	36,194	(30.5)	—	—	
	27	117,080	11,950	(10.2)	67,917	(58.0)	37,213	(31.8)	—	—	
	28	115,666	11,601	(10.0)	66,089	(57.1)	37,976	(32.8)	—	—	
香取市	佐原市 旧	13	49,661	6,912	(13.9)	32,109	(64.7)	10,640	(21.4)	—	—
	小見川町 旧	13	26,710	3,553	(13.3)	17,999	(67.4)	5,158	(19.3)	—	—
	山田町 旧	13	11,655	1,564	(13.4)	7,234	(62.1)	2,857	(24.5)	—	—
	栗源町 旧	13	5,407	771	(14.3)	3,313	(61.3)	1,323	(24.5)	—	—
		18	90,096	11,023	(12.2)	57,226	(63.5)	21,847	(24.2)	—	—
		23	85,186	9,530	(11.2)	52,709	(61.9)	22,947	(26.9)	—	—
		26	81,647	8,579	(10.5)	48,362	(59.2)	24,706	(30.3)	—	—
		27	80,647	8,345	(10.3)	46,869	(58.1)	25,433	(31.5)	—	—
		28	79,647	8,112	(10.2)	45,567	(57.2)	25,968	(32.6)	—	—
神崎町	13	6,914	1,043	(15.1)	4,472	(64.7)	1,399	(20.2)	—	—	
	18	6,859	907	(13.2)	4,318	(63.0)	1,634	(23.8)	—	—	
	23	6,674	772	(11.6)	4,108	(61.6)	1,794	(26.9)	—	—	
	26	6,460	684	(r10.6)	3,873	(r60.0)	1,903	(r29.5)	—	—	
	27	6,351	656	(10.3)	3,757	(59.2)	1,938	(30.5)	—	—	
	28	6,291	615	(9.8)	3,718	(59.1)	1,958	(31.1)	—	—	
多古町	13	18,145	2,547	(14.0)	11,124	(61.3)	4,474	(24.7)	—	—	
	18	17,454	2,069	(11.9)	10,622	(60.9)	4,763	(27.3)	—	—	
	23	16,353	1,663	(10.2)	9,946	(60.8)	4,744	(29.0)	—	—	
	26	15,557	1,457	(r9.4)	9,183	(59.0)	4,917	(31.6)	—	—	
	27	15,328	1,418	(9.3)	8,890	(58.0)	5,020	(32.8)	—	—	
	28	15,174	1,406	(9.3)	8,684	(57.2)	5,084	(33.5)	—	—	
東庄町	13	17,520	2,381	(13.6)	11,543	(65.9)	3,596	(20.5)	—	—	
	18	16,593	2,038	(12.3)	10,593	(63.8)	3,962	(23.9)	—	—	
	23	15,558	1,756	(11.3)	9,526	(61.2)	4,276	(27.5)	—	—	
	26	14,988	1,598	(r10.7)	8,722	(r58.2)	4,668	(31.1)	—	—	
	27	14,754	1,531	(10.4)	8,401	(56.9)	4,822	(32.7)	—	—	
	28	14,554	1,468	(10.1)	8,120	(55.8)	4,966	(34.1)	—	—	
県数	13	5,999,286	847,353	(14.1)	4,297,817	(71.6)	854,116	(14.2)	—	—	
	18	6,134,039	832,237	(13.6)	4,230,544	(69.0)	1,071,258	(17.5)	—	—	
	23	6,277,160	832,370	(13.3)	4,138,283	(65.9)	1,306,507	(20.8)	—	—	
	26	6,244,455	803,141	(r12.9)	3,953,803	(63.3)	1,487,511	(23.8)	—	—	
	27	6,254,359	795,693	(12.7)	3,911,500	(62.5)	1,547,166	(24.7)	—	—	
	28	6,269,146	789,266	(12.6)	3,885,576	(62.0)	1,594,304	(25.4)	—	—	

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

図3-(2) 管内年齢5歳階級別人口構成図 (平成28年4月1日現在)



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口 (平成28年4月1日現在)

表3-(2)-イ 管内及び市町村・性・年齢階級別人口 (単位：人)

年齢区分	総数	年少人口			生産年齢人口						
		0～	5～	10～	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～
管内 総数	115,666	3,177	3,870	4,554	5,156	4,949	5,031	5,390	6,043	7,461	7,072
男	57,511	1,673	1,991	2,343	2,688	2,634	2,738	2,987	3,258	3,919	3,674
女	58,155	1,504	1,879	2,211	2,468	2,315	2,293	2,403	2,785	3,542	3,398
香取市 総数	79,647	2,224	2,688	3,200	3,510	3,387	3,490	3,752	4,234	5,191	4,868
男	39,492	1,191	1,378	1,644	1,823	1,770	1,865	2,052	2,245	2,758	2,519
女	40,155	1,033	1,310	1,556	1,687	1,617	1,625	1,700	1,989	2,433	2,349
神崎町 総数	6,291	164	194	257	306	287	245	269	327	430	455
男	3,157	78	106	144	156	159	122	137	188	221	243
女	3,134	86	88	113	150	128	123	132	139	209	212
多古町 総数	15,174	418	477	511	674	697	686	726	734	893	912
男	7,572	209	236	271	369	369	390	411	418	468	473
女	7,602	209	241	240	305	328	296	315	316	425	439
東庄町 総数	14,554	371	511	586	666	578	610	643	748	947	837
男	7,290	195	271	284	340	336	361	387	407	472	439
女	7,264	176	240	302	326	242	249	256	341	475	398
千葉県 総数	6,269,146	246,843	266,296	276,127	291,472	317,392	335,948	379,198	425,103	517,202	474,006
男	3,130,890	126,898	136,686	141,459	149,887	164,870	175,400	197,026	220,624	268,705	246,818
女	3,138,256	119,945	129,610	134,668	141,585	152,522	160,548	182,172	204,479	248,497	227,188

年齢区分	生産年齢人口			老年人口							
	50～	55～	60～	65～	70～	75～	80～	85～	90～	95～	100～
管内 総数	7,136	8,131	9,720	11,159	7,400	6,919	5,868	4,197	1,890	460	83
男	3,675	4,195	5,031	5,657	3,486	3,197	2,354	1,421	497	83	10
女	3,461	3,936	4,689	5,502	3,914	3,722	3,514	2,776	1,393	377	73
香取市 総数	4,941	5,553	6,641	7,761	5,024	4,752	3,969	2,840	1,276	291	55
男	2,550	2,865	3,424	3,910	2,373	2,185	1,594	960	340	38	8
女	2,391	2,688	3,217	3,851	2,651	2,567	2,375	1,880	936	253	47
神崎町 総数	425	458	516	503	433	387	284	231	93	22	5
男	211	248	283	257	199	179	118	75	24	8	1
女	214	210	233	246	234	208	166	156	69	14	4
多古町 総数	949	1,122	1,291	1,354	927	908	905	600	296	82	12
男	475	587	683	717	436	415	356	203	67	18	1
女	474	535	608	637	491	493	549	397	229	64	11
東庄町 総数	821	998	1,272	1,541	1,016	872	710	526	225	65	11
男	439	495	641	773	478	418	286	183	66	19	0
女	382	503	631	768	538	454	424	343	159	46	11
千葉県 総数	396,841	353,757	394,657	500,166	384,748	306,461	214,942	120,554	51,155	13,943	2,335
男	205,314	180,063	195,915	243,045	183,442	143,881	92,182	42,744	13,116	2,467	348
女	191,527	173,694	198,742	257,121	201,306	162,580	122,760	77,810	38,039	11,476	1,987

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（平成28年4月1日現在）

4 香取健康福祉センター(香取保健所)健康相談

表4 健康福祉相談及び検査の日

(平成28年4月1日現在)

区 分	曜 日	時 間	備 考
精神保健福祉相談	月2～3回	午後1時半から午後3時まで	予約制
DV相談	電話による相談 (月曜日～金曜日)	午前9時から午後5時まで	—
	来所による相談 (水曜日)	午前9時から午後5時まで	予約制
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に係る相談	月曜日～金曜日	午前9時から午後5時まで	来所相談は予約制
家庭児童相談	月曜日～金曜日	午前9時から午後4時まで	—
H I V 相談・検査	抗体検査	第2・第4月曜日	予約制
	夜間抗体検査	—	—
肝炎ウイルス検査 (B型・C型)	第2・第4月曜日	午後1時から午後2時まで	予約制
腸内細菌検査	毎週月曜日	午前9時から午前10時半まで	—
結核管理・接触者健康診断	第1月曜日	午後1時半から午後2時まで	対象者は保健所からの通知者

5 各種委員会

(1) 香取健康福祉センター運営協議会

地域保健法第11条及び千葉県行政組織条例第28条第1項に基づき、設置している。

地域保健法第11条：

第5条第1項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第28条第1項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること

表5-(1) 運営協議会委員名簿 (平成29年3月31日現在)
(順不同・敬称略)

現 職	氏 名
香取市長	宇井 成一
香取郡市町会長 (神崎町長)	石橋 輝一
一般社団法人香取郡市医師会長	浅野 尚
一般社団法人香取匝瑳歯科医師会長	磯 和博
香取郡市薬業会長	佐久間 俊光
千葉県立佐原病院長	小林 進
公益社団法人千葉県看護協会利根地区部会長	村山 敦子
香取市母子福祉協力員協議会長	杉崎 優子
香取市赤十字奉仕団委員長	高安 光子
千葉県議会議員	伊藤 和男
千葉県議会議員	谷田川 充丈
千葉県議会議員	戸村 勝幸
医療法人三省会本多病院長	本多 俊伯
千葉県理容生活衛生同業組合香取支部長	高須 正俊
香取市母子保健推進員代表	松本 克世
香取教育研究協議会保健研究部長	藤崎 一恵
香取保健所管内食品衛生協会会長	高橋 昭一
香取保健所管内食生活改善協議会長	伊藤 はつ子
千葉県保育協議会香取支会保育士部会長	服部 明子

(2) 香取保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条に基づき、設置している。

法律第24条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(診査する内容)

法律第18条第1項による通知、第20条第1項及び第26条による一類感染症及び二類感染症の患者に対する10日以内の入院勧告、第20条第4項及び第26条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表5－(2) 感染症診査協議会委員名簿 (平成29年3月31日現在)
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
円心司法書士事務所長	植野 玄治
たもつ内科小児科医院長	保津 豊徳
石橋医院長	石橋 正彦
本多病院の医師	松丸 泰介
—	石津 功子

6 機構及び事務内容

センター長 (兼保健所 長) (技) 1名 副センター 長 (兼保健 所次長) (事) 1名 副センター 長 (兼保健 所次長) (技) 1名	総務企画課 6名	<ol style="list-style-type: none"> 1 庶務、人事、文書收受及び公有財産に関する事 2 予算、決算、経理及び物品会計に関する事 3 給与、旅費、共済組合及び職員の福利厚生に関する事 4 医療監視及び医療関係の許認可と諸届等に関する事 5 医薬品医療機器等法、薬剤師法、毒物及び劇物取締法等に関する事 6 献血推進に関する事 7 医療施設動(静)態調査、病院報告及び保健医療技術者の免許申請に関する事 8 健康福祉センター運営協議会に関する事 9 地域保健に関する調査、研究及び企画調整に関する事 10 人口動態等衛生上の統計に関する事 11 保健・医療・福祉に係わる総合相談窓口に関する事 12 保健所実習及び地域保健従事者の研修に関する事 13 地域防災対策に関する事
	地域保健福祉課 13名	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健師事業に関する事 2 母子保健に関する事 3 老人保健事業に関する事 4 難病・肝炎対策に関する事 5 一人ひとりに応じた健康支援事業に関する事 6 栄養改善業務(専門的栄養指導・給食施設の指導)に関する事 7 健康づくり推進に関する事 8 歯科保健事業に関する事 9 調理師免許試験、登録及び届出等に関する事 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する事 11 戦傷病者・戦没者遺族等の援護に関する事 12 保育所関係事業に関する事 13 県地域福祉支援計画に関する事 14 県高齢者保健福祉計画に関する事 15 老人福祉施設の整備に関する事 16 児童手当支給事務に係る市町村指導及び監査に関する事 17 老人福祉事務に関する事 18 身体障害者福祉事務に関する事 19 身体障害者福祉事務の市町村指導及び監査に関する事 20 児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当等に関する事 21 母子父子寡婦福祉に関する事 22 DV相談事業に関する事 23 中国残留邦人の支援事業に関する事
	生活保護課 4名	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護法に基づく調査、訪問及び指導に関する事 2 行旅病人及び行旅死亡人に関する事 3 生活困窮者住居確保給付金に関する事
	健康生活支援課 9名	<ol style="list-style-type: none"> 1 結核及び感染症予防対策に関する事 2 エイズ予防対策に関する事 3 原爆被爆者対策に関する事 4 食品営業許可、監視指導、食中毒調査に関する事 5 食品衛生講習会に関する事 6 製菓衛生師、ふぐ処理師、魚介類行商等の指導に関する事 7 狂犬病予防法、動物の愛護管理、特定動物の飼養許可に関する事 8 公衆浴場・旅館・興行場・理美容所・クリーニング所等の監視指導に関する事 9 水道、温泉の指導等に関する事 10 特定建築物、プール等の衛生指導に関する事 11 飲用井戸、衛生害虫・住居衛生等の相談・指導に関する事 12 健康危機対策に関する事
	検査課 4名	<ol style="list-style-type: none"> 1 腸内細菌検査に関する事 2 食品衛生検査に関する事 3 感染症・食中毒検査に関する事 4 HIV抗体等血清検査に関する事
	食品機動監視課 3名	<ol style="list-style-type: none"> 1 食品衛生法の施行に関する事 (主に卸売市場、大規模小売店舗、集団給食施設、食品製造業、旅館等の監視指導、食品等の収去検査に関する事) 2 ふぐ営業認証施設の立入検査等に関する事

7 職員数及び配置状況

表7 職員配置

(平成28年5月1日現在)

	センター 長(所長)	副センター 長(次長)	総務 企画 課	地域保健 福祉課 (課長)	生活保 護課 (課長)	健康生 活支 援課 (課長)	検 査 課 (課長)	食 品機 動監 視課 (課長)	計
合計	1	2	6	13	4	9	4	3	42
医師	1								1
事務		1	4	4(1)	4【1】				13
薬剤師			2			3【1】		1	6
獣医師						2	1	2【1】	5
保健師		1		5【1】		1			7
診療放射線技師						1			1
臨床検査技師							3【1】		3
管理栄養士				2					2
精神保健福祉士				1					1
その他の技術職員				1		2			3
食品衛生監視員(再掲)						6【1】		3【1】	9
環境衛生監視員(再掲)						6【1】			6

(注)技術職員の内訳については、主たる職種とする。また、兼務職員の内訳は()に、課長の職種は、【】内に再掲とした。

